

令和6年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和6年12月23日（月）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和6年12月23日 午前9時57分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 仲 川 弘 之 委員

4番 西 沢 泰 裕 委員

日程第2 会期の決定 12月23日 1日間

日程第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第61号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第6 第62号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第7 第63号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について

日程第8 第64号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員（18名）

1 番 平 峰 英 子

2 番 尾 藤 光

3 番 仲 川 弘 之

4 番 西 沢 泰 裕

5 番 霜 澤 良 雄

6 番 宮 岡 正 則

7 番 桑 田 均

8 番 瀧 下 康 徳

9 番 大 谷 均

10 番 川 崎 重 雄

11 番 田 中 竹 治

12 番 石 原 章 二

13 番 早 水 博 子

14 番 原 清 美

16 番 鳥 尾 勝

17 番 高 尾 利 美

18 番 井 谷 勝 彦

19 番 村 田 憲 夫

欠席委員（1名）

15 番 和 田 茂 孔

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

事務局次長……………谷 田 芳 紀

主幹兼係長……………垣 谷 吉 宣

主 事……………岡 森 星 歌

午前9時57分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんおはようございます。冬らしくなって外は雪。スキー場は大喜びということで、私も野菜を作っていて、昨日ネギと白菜を一部避難させました。年末の忙しい中、参集していただき本当にありがとうございます。雪がいっぱい降ってま

すので農地パトロールの際は十分気をつけて行っていただきたいと思います。

さて、令和5年度から義務化された地域計画、これは農業委員会重点施策ということで行っておりますけれども、地域での話し合いとか参画、目標地図の素案作りをみなさん一生懸命していただいております。でもやはり最終的には237集落のうち90パーセント、今日も先ほど農林水産課に意思表示というんですかどれくらい集まったか聞いたら90パーセントだということを聞きました。私のところも先日農林水産課から農会長宛ですけれども地域計画の策定に向けた今後のスケジュールということで送ってまいりました。そのスケジュールを見てみますと、1月31日、地域計画の素案の確認事項、そのチェック表を提出してくださいよということで、地域計画の計画書案とか地域計画の目標地図ということです。1月31日までですから私もそこの認定農業者とか担い手のみなさんに集まっていたいただいて、もちろん農会長、区長、みんなで話し合って素案作り、もうちょっと肉付けをしていきたいと思います。2月中旬には協議があるということでそれをまとめると。2月下旬には地域計画検討会実施ということで、最終的には3月27日地域計画の報告をしたいということでやってまいりました。たぶんみなさんの地域においてもそういう書類がどんどん発送されていると思います。また農会長さんとか区長さんから、こういうもん送ってきたんやけどどうわからんけど教えてくれやという話があったら、相談にのっていただきたいと思います。なんとか3月27日までにそういう地域計画の報告をしたいということを農林水産課は言っていましたのでよろしくお願いいたします。

それから話は変わりますが、市広報1月号の表紙をうまいもんかるたが飾っていると、私もまだ見ていませんけれども、近々配布されると思いますので、私もゆつくりと見たいと思います。

今日は月例総会が10時からあって、昼から13時30分から推進委員会ということで長丁場となりますけれども、みなさん十分配慮してよろしくお願いいたします。

それでは提出議案も多くありますので慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員のみなさん、事務

局のみなさん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

マスクの着用は個人の判断にしています。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、15番 和田委員。以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件16件、証明案件14件、協議案件1件、合計32件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

3番 仲 川 弘 之 委員

4番 西 沢 泰 裕 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第９回農業委員会総会（定例会）は、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第９回総会（定例会）は、本日１２月２３日の１日間と決定しました。

農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第３、報告第１０号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第１０号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第６０号議案、農地法第３条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第４、第６０号議案「農地法第３条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、５番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 12月11日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 12月12日に8番 瀧下委員と私桑田、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○4番（西沢 泰裕） 77、78、この方は新しく土地を取得されて耕作されるみたいですけど、機械類なんかはどういうふうなことで調達とか借りるとか、営農計画書に書かれていますか。

○事務局（岡森 星歌） 77番は当面の間は機械を貸してもらおうということです。78番は近くで親戚がネギを栽培しているので機械が必要になれば借りるということです。

○4番（西沢 泰裕） ありがとうございました。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第60号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第61号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第5、第61号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、5番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 12月11日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 12月12日、8番 瀧下委員と私桑田と事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足説明することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○4番（西沢 泰裕） 第61号議案に入っているわけですけど、この議案に入るまでに口頭で説明があった点、内町の件ですけど、これについて口頭でということだったんですけど、こういう場合、差し替えの資料というのは添付する必要はどうなんですか、あった方がいいんじゃないでしょうか。

○事務局（垣谷 吉宣） 失礼いたしました。先ほど説明させていただきました図面の変更ですとかそういったこともありますので添付はさせていただきたいと思います。

○4番（西沢 泰裕） 事前にそういう話があったらこういう発言はしませんので。ありがとうございます。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第61号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第62号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について
○議長（村田 憲夫） 日程第6、第62号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、5番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 12月11日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 12月12日、8番 瀧下委員と私桑田と事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第62号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第63号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第7、第63号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明の必要がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、5番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 12月11日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第63号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

なお、証明書の交付を受けた者が、売却決定を受け、これにかかる農地法第3条申請の提出があった場合は、会長が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

第64号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、第64号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） まず、番号４１番から４６番までについて審議いただきます。

なお、[REDACTED]委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（[REDACTED]委員 退席）

引き続き、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

では、[REDACTED]委員は着席してください。

（[REDACTED]委員 着席）

○議長（村田 憲夫） 次に、番号８４番から８６番までについて審議いただきます。

なお、[REDACTED]委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（[REDACTED]委員 退席）

引き続き、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

では、XXXXXXXXXX委員は着席してください。

(XXXX委員 着席)

○議長 (村田 憲夫) 次に、番号364番から368番までについて審議いただきます。

なお、XXXXXXXXXX委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

(XXXX委員 退席)

引き続き、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

では、XXXXXXXXXX委員は着席してください。

(委員 着席)

○議長 (村田 憲夫) 次に、番号４４１番から４５４番までと４５９番について審議いただきます。

なお、 委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

(委員 退席)

引き続き、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

では、 委員は着席してください。

(委員 着席)

○議長 (村田 憲夫) 引き続き、先に審議いただいた番号４１番から４６番、８４番から８６番、３６４番から３６８番、４４１番から４５４番、４５９番以外について審議いただきます。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○4番（西沢 泰裕） 27ページの9番、10番、相対ということで当事者同士で小作料が決められると思うんですけど、この場合物納になっていますけど、同じ福田の中で30キロと120キロと、これは申請者から同意のもとで出されたと思うんですけど、これを受け取った時点で数字の上でかなり差があるなということを事務局としてなんでこんな数字が出てくるのかなとか気づくことはあるんですか。

○事務局（垣谷 吉宣） 利用集積計画についてはあくまでもお互いの話の上で書類を提出されて市農林水産課がまとめたものという理解をしていますので、内容については改めて確認はしていません。

○4番（西沢 泰裕） 農業委員として事前にこういうふうな資料を配付していただいています。この数字に疑問があった場合、この申請者に直接接触することは可能なんですか。いろいろ聞いたりしてもよろしいですか。申請者に対して農業委員から。

○議長（村田 憲夫） それはあまりいいことないな。それは受付で農林水産課のところで網張るか、ここで網張るかして、聞いてもらうと必要によって。でも相対やからな。

○4番（西沢 泰裕） 直接聞いてもいいですか。

○事務局（安藤 洋一） 農業委員さんから小作料の差がある案件について申請者にといいうことですか。所有者の方ですか。

ただ、双方が納得されてこのような契約をなさっているということがあるので、もし所有者から農業委員さんにこういうふうな相談を受けて、うちはこうなだけけど、どうなんだろうなと相談があった場合には、間に入るといったらおかしいですけど、調整するような形をとっていただいてもいいのかなと思うんですけど、積極的に所有者に対して、あなたのとことこことは違うよという話をするのは、ちょっと持ち掛けていただくというのは疑問に思います。といいますのが、作る側、要は今回任される側というのは同じ人ですよ。ところが所有者は別々の方ですので、AさんとBさんがいて、BさんはAさんも同じようにCさんという人に作ってもらうということをご存知ないかも分からない。ということがあるので、そこはなかなか農業委員さんとしてお尋ねになるというのはちょっと待っていただく方がいいのではないかなと思います。やはり個人情報という観点からいっても。相手からそういうふうなご相談があったら相談に答えていただくというのはいいかと思うんですけど。

○4番（西沢 泰裕） この場合、田んぼが隣接しているんです。地番見たら。これがぜんぜんちがうところだったら条件はかなり違うこともあり得るけど、隣接したほ場でこんだけの差があるということはどうなんかなという疑問を持ちませんか。

○事務局（安藤 洋一） 疑問は持ちますね。疑問は持っていただくのはいいと思うんですよ。

○4番（西沢 泰裕） それで、農業委員がそういうふうに関接はしない方がいいと。だ

ったら受け付けた時点で事務局としても疑問を持たれたら、ちょっとなんでかなとそういう動きは、僕だったらしたいんですけどね。したくありませんか。

○事務局（安藤 洋一）　ちょうどこの集積計画というものが豊岡市の方から事務局の方に回ってきて、それでもって議案書として綴じこんで製本してみなさんの方に公告をした上で発送するというふうな手順を踏んでいるんです。市の方からこの集積計画が提出されてから、ただ先ほど担当者が申しあげましたように、要は豊岡市の方がこの案件については受け付けている。要は相對のものについてもその手続きを踏んでいるのは豊岡市ですよ。そういうふうに疑問に思っただけでここ差があるんかということのを例えば尋ねて、こうこうこういう理由だっただけということはお聞きすることはできるかとは思いますが、豊岡市の方から。お聞きすることはできるんだけど、これおかしくないかということまではうちの事務局として申し上げることはできないなと思います。といいますのが、豊岡市が契約を受け付けた上で集積計画というものを作っていますので、それに対して事務局からおかしいでこれは、これ調整した方がいいんちがうってということが言えるかといったら言えないです。

○4番（西沢 泰裕）　それで、これも一つの議案ですね。提案されて、こっちに問いかけられて。そしたら何に対して疑問があるのを指摘するとか、これでいいですかといって僕はおかしいなと思ったりして、僕の発言自体があまりいいことないんですか。

○事務局（安藤 洋一）　発言自体はいいですよ。積極的に発言して、疑問に思ったこと、意見として申し上げていただくことについてはまったく問題ないです。ですので、西沢委員さんが今日何件かご質問いただきました。質問していただいたことによって気付かせていただくということもありますし、委員のみなさんも気付かれるという機会を与えていただいているというふうに思いますので、それは結構なことだと思います。

○4番（西沢 泰裕）　そしたら、もし次回以降、こういう数字で例えば隣接地でありながらかなり数字が違ったら事務局としてちょっとどうですかとかいうことが考えられますか。

○議長（村田 憲夫）　農林水産課からあがってくるんやから、相對やから、受け手と出し手がそれでいいといっているんやったら、これで法律的に問題ないかといったことを審議するだけで、金額がどうの賃借料がどうのということまでは農業委員会としては入り込めないと思います。相對やから。おまえのところ高いからおかしいでということ自体が、ほっといてくれと言われたらそれまでですから。西沢委員さんがその人に電話しておまえだけやでなんとかせうことは圧力をかけるようなことになりますのでそれはだめだと思います。

○4番（西沢 泰裕）　なんとかせうということではなくて、それなりの理由があると思うので関心を持ったんです。これが例えば同じ地区で30キロと45キロ60キロとかそういう範囲だったら別にええと思うんだけど、4倍です。4万円です。片や1万円。なんらかの理由があるんかなと。個人情報なので漏らすことはないんだけど、不思議に思いま

せんか。

○事務局（安藤 洋一） 今日この総会場で委員からこういう疑問を持たれた、意見を受けた、ご質問を受けたということは農林水産課には伝えておきます。

○4番（西沢 泰裕） はい、よろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 農林水産課に、そういう意見があったよということは伝えていただきます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第64号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和6年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午前11時01分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを確認するため、他の署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

豊岡市農業委員会会長

署名委員

署名委員